

久留米広域消防組合公告 第16号

令和9年3月パソコン機器等賃貸借について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び久留米広域消防組合契約事務規則第2条の規定により準用する久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「契約事務規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月19日

久留米広域消防組合 組合長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：令和9年3月パソコン機器等賃貸借
- (2) 履行場所：指定場所（「仕様書」に記載）
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：非公表
- (6) 最低制限価格：非公表

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市内の本店または営業所に、技術者を1名以上有すること。
- (2) 久留米市競争入札参加資格（物品）を有し、OA機器が含まれること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 久留米広域消防組合に久留米市の要綱等を準用する要綱の規定により準用する久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 国税等（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税

イ アを除く福岡県内 県税

- (7) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 契約条項を示す場所

『1 1 問い合わせ先』

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送又は持参にて提出すること。

ただし、久留米市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～エの書類は提出しなくてよいものとする。

また、ウ、エは提出締切日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

（１）提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（第２号様式）
- イ 役員等調書及び照会承諾書（第３号様式）
- ウ 登記事項全部証明書
- エ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
市外 (県内)	福岡県税	久留米市税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
			法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
			国民健康保険	—	明

（２）提出期限

令和８年１０月２６日（月）必着

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、９時００分から１７時００分まで。

（３）提出先（宛先）

『1 1 問い合わせ先』

（４）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

- ア 令和８年１０月２９日（木）までに入札参加資格確認通知書により通知する。
- イ 郵送通知（電子メール併用）

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに4（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

（1）提出書類

入札書（第1号様式）

（2）提出期限

令和8年11月4日（水）必着

（3）提出先（宛先）

『11 問い合わせ先』

（4）郵送方法

ア 提出書類を入れ、封筒表面に「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入し、封印する。

イ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

（5）入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6 開札

（1）日時：令和8年11月5日（木）11時00分

（2）場所：久留米広域消防本部 3階会議室

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない当組合の職員を立ち合わせるものとする。

開札の立会人は、開札時間までに開札場所に参集すること。なお、入札参加者以外の入札室への立ち入りは認めない。

（4）落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で入札金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

（5）落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、久留米広域消防本部ホームページで公表する。

（6）入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（1）入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証

金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条の例により、有価証券又は組合長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、契約事務規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条の例による有価証券又は組合長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、契約事務規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格のない者が入札したとき。
- （2）入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
- （3）所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- （4）入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- （5）入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- （6）入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- （7）同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- （8）法令又は入札に関する条件に違反したとき。

9 その他入札に関し必要な事項

（1）質問の受付期間及び受付場所

ア 受付期間：公告日から令和8年10月23日（金）まで

イ 受付場所：『11 問い合わせ先』

ウ 質問の提出方法：

FAX 又は電子メールにより質問書（別紙1）を提出し、電話にて着信を確認すること。
電話での質問は受け付けない。

エ 質問に対する回答：

令和8年10月23日（金）までに電子メールで回答する。また、必要に応じて久留米広域消防本部ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、令和8年11月11日（水）までに契約締結の手続きを行うこと。

10 その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した組合指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。
- (7) 仕様書及び入札参加に必要な書類は、久留米広域消防本部ホームページからダウンロードすること。

1 1 問い合わせ先

久留米広域消防本部 総務課

住所：久留米市東櫛原町 9 9 9 番地 1

電話：0 9 4 2－3 8－5 1 5 7

FAX：0 9 4 2－3 8－5 1 7 2

電子メール：ksyousom@kouiki.kurume.fukuoka.jp